

●提出先

司法研修所総務課人事係(本館5階)  
☎048-235-8971(直通)

◀郵送の場合▶

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号  
封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※ 提出期限は、要件を具備した日から7日以内(必着・初日不算入)。  
期限後の提出は、支給の始期に影響するので、添付書類が整わないときは、先に住居届のみを期限内に提出するなどしてください。その際は、届の余白に書類は後日追完する旨を記載してください。

※ 添付書類の**賃貸借契約書は約款、特約部分を含めた全頁**の写しを添付してください。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

( 組 番 修習地 : )

氏名

連絡先

住 居 届 (給付金関係：新規)

住居給付要件を具備しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 賃貸住宅への入居日

年 月 日

2 賃貸借契約に関する事項

添付書類(賃貸借契約書の写し等)のとおり

3 賃貸住宅の所有者等(記載事項を確認の上、□に✓を付する。)

次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

# 記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名の記入を忘れずに。  
連絡先は、日中確実に連絡  
可能な番号を記入する。

氏名 司法太郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住居届(給付金関係：新規)

住居給付要件を具備しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 賃貸住宅への入居日

〇〇年〇〇月〇〇日

契約期間の始期ではなく、実際に入居した日  
(生活の本拠とした日)を記入する。

2 賃貸借契約に関する事項

添付書類(賃貸借契約書の写し等)のとおり

賃貸借契約書が作成されていない場合は、賃貸人作成の賃貸借契約証明書を提出する。  
証明書の様式については、最高裁判所ウェブサイト及び司法修習生用ポータルサイトからダウンロードできるほか、総務課人事係(本館5階)の窓口において直接受け取ることができる。

3 賃貸住宅の所有者等(記載事項を確認の上、□に✓を付する。)

次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

賃貸借契約書が手元に届いていない等のやむを得ない事情により賃貸借契約書(写)の提出が遅れるときは、後日、賃貸借契約書(写)を提出する旨を余白に記載する。